「ふくふくしめじ」ロゴマーク使用について

1 目的

県オリジナル品種「ふくふくしめじ」(ほんしめじ福島 H106号)の PR とブランド 化の促進につなげるため作成したロゴマークを使用する条件を定めます。

2 ロゴマークの定義

ロゴマークは、以下の画像を基本とし、 $(1) \sim (3)$ の条件の範囲のみ変更可能とします。

- (1) 縦横の比率を変えない拡大又は縮小
- (2) ロゴの色の変更
- (3) 文字が読みやすい状態での背景色の変更



縦バージョン

3 使用条件

ロゴマークは、ふくふくしめじを広く PR する目的で使用する場合に限り、使用を認めます。

ただし、次の(1)~(6)に該当する場合は使用できません。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 福島県及びふくふくしめじのイメージ又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (5) ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合 例:ピンバッジ、Tシャツ、シール等
- (6)(1)~(5)のほか、知事が不適当であると認めた場合

4 使用届出

ロゴマークを使用する場合は、原則として事前に使用届出書(様式1)を所管する農 林事務所を通じて、知事に提出してください。

また、届出書を提出したあとで、届出内容と異なる使用をするときは、使用変更届出書(様式2)を所管する農林事務所を通じて、知事に提出してください。

5 使用改善・取消

福島県が、ロゴマークについて、上記3の使用条件および4の使用届出を逸脱する使用を発見した場合は、使用者に対し改善を求めます。

また、改善の求めに応じない場合は、使用の取消をします。

6 使用料

使用料は、原則として無償とします。

7 その他

- (1) ロゴマークは県オリジナル品種「ふくふくしめじ」(ほんしめじ福島 H106号) の PR 及びブランド化促進のために使用するものであり、県がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品等の品質を保証するものではありません。
- (2)「ふくふくしめじ」商標使用にあたっては、ロゴマークの使用のほか、食品表示法に基づく表示に商品名「ふくふくしめじ」を記載するよう協力をお願いします。